

少ない会費で大きな保証!

東信交通災害共済に

加入しましょう

東信交通災害共済は、交通事故により人身に被害を受けた方を救済するための支払い共済です。

15歳以上の方は年間500円、15歳未満の方は年間200円と安い掛金で加入できます。自宅を離れている学生も加入できます。

町から各世帯へ送付いたします「交通災害共済加入のご案内」通知を持参の上、所定の金融機関で会費の納入をしてください。

平成26年3月31日までに申し込みをされた方は、平成26年4月1日から会員となることができます。お早めにお申し込みください。

まさかの事故に備え、家族みんなで加入しましょう。

【共済掛金】

15歳以上(年間) 500円
15歳未満(年間) 200円

【会員期間】

平成26年4月1日～平成27年3月31日
(ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、その翌日から平成27年3月31日までとなります。)

【会費納入場所】

- (株)八十二銀行本支店
- 上田信用金庫本支店
- 郵便局・ゆうちょ銀行
(長野、新潟県内に限る)
- 佐久浅間農業協同組合
(町内の支所に限る)

※役場総務課窓口では、お支払いできません。御代田町指定金融機関(役場内の銀行)をご利用ください。

【交通事故の場合の措置】

交通事故(自損事故を含む)で負傷したときは、直ちに最寄りの警察署に報告してください。無届けや物件事故扱い

の場合は、見舞金の支給制限を受けることがあります。

【見舞金の請求】

交通事故により人身に被害を受けたときは、事故発生日から1年以内の災害の程度に応じ共済見舞金を支給します。役場総務課にて申請用紙を

お渡しいたします。
請求期間は、事故発生から2年以内です。

【後遺障害見舞金】

共済見舞金と同様の事故により、事故発生日から2年以内はその事故を直接の原因として身体障害者手帳の交付を

受けた場合に支給します。
請求期間は、身体障害者手帳交付日から1年以内です。共済見舞金とは別に支給します。

【申し込み・問い合わせ先】

総務課庶務係(内線25)

【共済見舞金等級表】

区分	算定方法	上限額	
		交通事故証明書 の添付による請求 の場合	交通事故申 立書の添付 による請求 の場合
死亡見舞金	死亡した場合	120万円	60万円
災害見舞金 (治療実日数4日 以上の方を支給 対象とする)	基礎見舞金 1回の事故につき 2万円	38万円	8万円
	入院見舞金 1日につき2千円 ただし、180日を上限とする		
	通院見舞金 1日につき1千円 ただし、120日を上限とする		

備考

- ①災害見舞金の額は、基礎見舞金、入院見舞金および通院見舞金のそれぞれ算定した額の合計額とする。
- ②1日に2カ所以上の医療機関で治療を受けても実日数は1日とする。
- ③通院治療には往診治療を含むものとする。

【後遺障害見舞金等級表】

区分	上限額	
	交通事故証明書の添 付による請求の場合	交通事故申立書の添 付による請求の場合
身体障害1級および2級	100万円	50万円
身体障害3級	50万円	25万円
身体障害4級	25万円	12万5千円

【見舞金の支給制限】

会員または見舞金受取人の故意による場合。天災、暴動等異常事態による場合。正当な理由なしに医師の指示に従わない場合。無免許または酒気帯び運転において生じた交通事故により、運転者が災害を受けた場合。



環境衛生情報



町民課環境衛生係 (32)3111 (内線47・74)

浄化槽を使用している皆さまへ

浄化槽とは、し尿や生活排水の汚水を微生物の力によってきれいに処理し、河川などに流す装置です。

そのため、浄化槽の適正な維持管理がされていないと地域の河川や水道水の水源地を汚してしまいます。

①維持管理について

保守点検は、長野県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に、清掃は、御代田町に許可を受けた浄化槽清掃業者に委託しましょう。また、法定検査は指定検査機関に依頼してください。

②使用上の注意

浄化槽は「微生物」の働きを利用して汚水を処理するものです。微生物は生き物ですので、台所では、油や野菜くずをなるべく流さないようにしましょう。トイレでは、洗剤の使い過ぎに注意しましょう。また、微生物に空気を送る「ブロー」の電源は勝手に切らないでください。

御代田町であった浄化槽のトラブル

●草刈り機でトレンチの検水口を傷つけてしまった。

●浄化槽の上で焚き火をして浄化槽が使えなくなってしまった。

●浄化槽のマンホールを土で埋めたり、物を置いたりして保守点検ができなくなりました。

●薬品を排水溝に流してしまい微生物が全滅してしまいました。

問い合わせ先

町民課環境衛生係
(内線47)

項目	内容	備考	依頼先
1 保守点検 (浄化槽法第10条)	機器の点検・修理・消毒剤の補充を行います。	家庭用浄化槽は年に3～4回以上(浄化槽の種類・処理方式により、回数が定められています)	浄化槽保守点検業者一覧表 (長野県知事登録) 長野県浄化槽保守点検業者一覧 <input type="button" value="検索"/>
2 清掃 (浄化槽法第10条)	浄化槽の中に溜まった汚泥などを抜き取ります。	毎年1回以上(浄化槽の処理方式により、回数が定められています)	■(有)博衛企業 (御代田町許可業者) 0267(32)2416
3 法定検査 (浄化槽法第7条・第11条)	保守点検や清掃の実施状況の確認を含め、浄化槽の状態を総合的に判定。	「設置後検査」 使い始めて3カ月以後8カ月以内に1回 「定期検査」 毎年1回	■(社)長野県浄化槽協会 東信検査センター 0267(63)1105

1 CD・DVDのケース



誤 プラスチック製容器包装
正 不燃ごみ

プラスチックでできていますが、
プラマークがないため、不燃ごみになります。収集に出すか、井戸沢処分場に直接お持ち下さい。

2 防寒靴



誤 不燃ごみ
正 可燃ごみ
他の靴と同様に燃えるごみになります。

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)

